

近代日本における植民地体育政策の研究（第2報）

～満州国の成立と体育・スポーツ政策の理念～

保健体育科教育教室 入江克己

A Study of the Colonial Policy of Physical Education by the Pre-War Japanese Authorities (Part2)

—The Establishment of “Manchukuo” and Political Philosophy of Physical Education—

Katsumi IRIE*

まえがき

（第1報）では、満州国成立前における体育・スポーツ政策の成立過程について分析を試みたが、本稿では、満州国の成立による執政（1932年 大同元年）から帝政（1934年 康德元年）に至るまでの過程、ならびに国家政策としての植民地体育理念の創出と主に学校体育の政策過程を明らかにする。

この段階は、基本的には傀儡国家である「満州国」の成立による国家理念である「五族協和，王道楽土」への教化，そして同時に傀儡国家「満州国」の国際的な認知への手段として，そのための国際的な環境づくりと体育・スポーツの客観的な政策的土壌と精神的風土を創りあげていく草創の段階である。すなわち，第1に，満州国におけるスポーツ組織体制（＝満州国体育協会）の創設であり，第2には，第2回満州国体育大会の開催，そして第3には，オリンピックならびに極東大会への参加を実現させることであった。

日本のスポーツ界（＝大日本体育協会）が深く介在するこれらの組織やスポーツ・イベントをとおして日本国内のファシズム体育体制を準備する一方，それを方法手段とする日満を中心とした大東亜スポーツ文化圏の体制づくりと，五族の＜文化的融合＞を政策的に模索し，画策されていく段階でもある。

1. 満州事変と満州国の成立

(1) 満州事変の戦略的意味

1928（昭和3）年6月，関東軍高級参謀河本大作大佐によって張作霖が謀殺され，張作霖の息子張学良は国民政府への服属を明らかにし，日本との関係は次第に悪化の一途をたどっていった。そうした状況のもとに，1931（昭和6）年9月18日，またしても関東軍の謀略（その首謀者は，なか

* Department of Health and Physical Education

んづく河本大作の後任として赴任した参謀板垣征四郎一戦犯として処刑される一と「戦争の天才」ともいわれた石原莞爾であった）による柳条湖の満鉄線爆破を口実に満鉄付屬地に駐屯していた関東軍との戦闘が開始された。宣戦布告なき満州事変の勃発であり、15年戦争の発端である⁽¹⁾。

その背景には同年の二つの事件、すなわち長春近郊の万宝山事件（1931年7月）と8月に明らかにされた中村震太郎大尉事件が伏線として存在していた⁽²⁾。関東軍は、朝鮮に配備されていた日本軍（朝鮮軍司令官林銑十郎中将、後首相）に出動を要請するとともに、直ちに沿線の奉天（現 瀋陽）・長春・吉林・營口・遼陽等の主要都市を占領し、次いで北の黒龍江省、南の錦州、チチハル等を攻撃し、事実上満州を制圧した。

時の内閣は第二次若槻礼次郎であり、外相は、協調外交の旗手といわれた幣原喜十郎であった。若槻は、ワシントン体制という国際的環境と奉勅命令（天皇の統帥大権）がないまま朝鮮軍を越境して出兵させることは統帥権干犯の恐れがあるため、早くも同日に戦争不拡大の方針を決定したが、しかし、その後若槻は、朝鮮軍の独断による出兵を追認する奉勅命令を下達する。この「満州事変を主導した目的意識は、単に中国ナショナリズムに対して条約に基づく南満州の既得権益を擁護しようとする消極的防御的なものではなく、当初から満州全域にわたって日本の直接的な政治的支配を確立しようとする積極的攻勢的なものであった。⁽³⁾」

そこには、中ソとの国境である満蒙を「日本の生命線」（松岡洋右⁽⁴⁾）として軍事的影響力〈＝戦略拠点〉を確保すること、また第一次世界大戦によって国家総力戦へと質的転換を遂げた戦争形態に対応した〈自給自足経済圏〉へと満蒙を組み込むことが不可欠であるとの、石原等の軍事戦略があった。1931年10月24日、国際連盟理事会は、日本に対して11月16日までに満州からの徹兵勧告案を13対1で可決した。

(2) 満蒙独立論への転換

事変発生の4日後の同月22日、関東軍司令部は、三宅光治参謀長をはじめ、板垣征四郎、石原莞爾、土肥原賢二大佐、片倉衷大尉等による幕僚会議を開き、「東北四省及び蒙古」の領域に「我国の指示を受け、東北四省および蒙古を領有せる宣統帝を頭首とする支那政権を樹立し、在満各民族の樂土足らしむ」とする「満蒙問題解決案」を作成し、翌1932（昭和7）年10月には支那政権を「独立国」にする新たな「満蒙問題解決策案」を打ち出し、さらに遼寧・吉林・黒龍江の各省に張学良から独立した新国家の樹立の方針とする「満蒙問題解決の根本方針」を決定した。満州支配に中心的な役割を果たした石原等関東軍参謀は、当初軍事占領を構想していたが、このことは、日本がそれまで台湾や朝鮮で行なってきた直接的な総統による軍政統治の形態を放棄し、新たな「満蒙独立」論へと転換したことを意味する。

それは、何故か。その背景には、満蒙の軍事領有論では、国際社会、なかんづく排日・反日運動が激化する中国、アメリカ等において認知を得ることが、困難であったからにほかならず、満州国の建国が、東北三省における各民族による自発的な意志によるものであるという建国理念が満州国独立論を正当化する根拠とされたのである。そして国際連盟が派遣したりットン調査団が満州に到着する前の1932年2月に「東北実行委員会」（委員長 張景恵^{ちようけいけい}）における建国会議で民本主義ののっとり、政体は執政政治とする。執政が善政を布くこと数年、人民が執政の徳をたたえたときに初めて皇帝の位に即くべきである、との決議が行なわれ、清朝の宣統廃帝溥儀を天津から執政として迎え、奉天で「建国宣言」が行なわれるとともに、奉天、吉林、黒龍江等の各省において建国促進運動が繰り広げられ、建国決議が宣言されたのである。

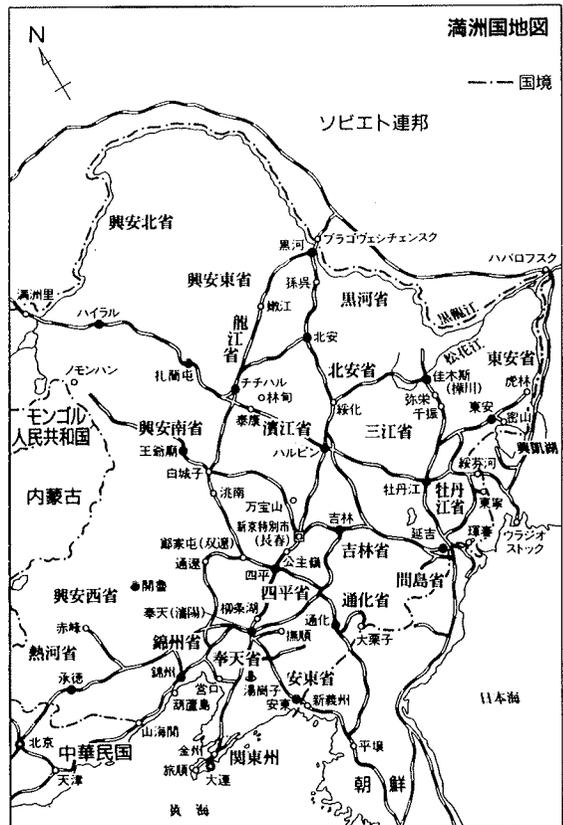
(3) 傀儡国家「満州国」の登場

また同年3月1日、関東軍により軍閥張景恵(黒龍江)、熙洽(吉林)、臧式毅(遼寧)、馬占山等⁽⁵⁾の「四巨頭会談」を開くとともに、同月には奉天で「建国宣言」が発表され、傀儡国家「満州国」が登場するが、建国宣言は、こう述べている。

(資料一)

「今、我か満蒙民衆は天賦の機縁を以て、力めて振拔を求め、……数月来幾度か奉天、吉林、黒龍江、熱河、東省特別区、蒙古各盟旗の官紳士民の集合を経て、……意志既に一致^{おもむ}く。……為政は多言を取らず、只実行如何を視るのみ。……満蒙は舊時本と別に一国を為す。今や時局の必要を以て自ら樹立を謀らざる能はずと。應に即ち三千万民衆の意向を以て即日宣言して中華民国と関係を離脱し、満州国を創立す。……新国家建設の旨は一に以て順天安民を主と為す。施政は必ず真正の民意^{したが}に徇ひ、私見の存するを容さず。凡そ新国家領土内に在りて居住する者は皆種族の岐視尊卑の分別なし。現有の漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮の各族を除くの外、即ち其他の国人にして長久に居留を願ふ者も亦平等の待遇を享くることを得。

其の應に得べき権利を保障し、其をして絲毫も侵辱^{しんじよ}あらしめず。竝に力を竭くして往日暗黒の政治を芟除し、法律の改良を求め、地方自治を励行し、広く人材を収めて賢俊を登用し、実業を奨励し、金融を統一し、富源^{かいはん}を開闢し、生計を維持し、警兵を訓練し、匪禍を肅正せむ。更に進んで教育の普及を言へば、当に礼教を崇ふへし。王道主義を実行し、……東亜永久の光榮を保ちて世界政治の模型と為さむ。其の對外政策は即ち信義を尊重して、力めて親睦を求め、凡そ国際的の舊有の通例は遵守を敬謹せざることなし。以上宣布せる各節は新国家立国主要の大綱たり。新国家成立の日より起り、即ち當に新組織の政府に由りて其の責任を負へふへし、極めて誠懇なる表示を以て、三千万民衆の前に向ひ実行を宣誓す⁽⁶⁾」



満州国地図

* 室山信一『キメラ 満州国の肖像』(中央公論社 1993)「扉」

(4) 溥儀の執政宣言と「王道楽土・五族協和」

そして同月に建国式ならびに執政就任式が長春市政公署で行なわれたが、『満州国史』は、その模様をこう伝えている。

「定刻午後三時、奏楽の流れる中に接待員と賛礼者がまず式場に入場。続いて張景恵はじめ東北行政委員会員、各省区文武官、各省民衆代表の順で高座前に肅然と控える。次に本庄関東軍司令官、

(資料-2)



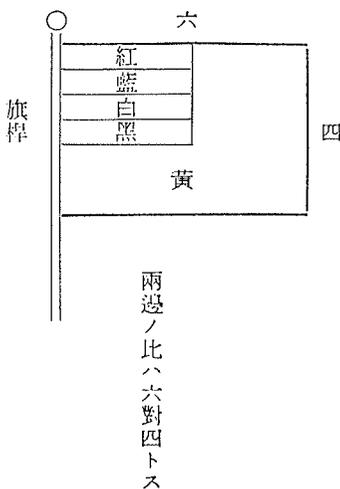
執政 溥儀

* 『満州建国十年史』
「扉」

溥儀が答辞を読んだ。このとき唸 唸たる楽隊の奏楽裡に執政は侍従武官長の先導で退場し、歴史的大典を滞りなく終了した。このあと、裏庭楊柳の枯れ木を背景に、執政はじめ一同の記念写真を行ない、奏楽とともに新国旗の掲揚式を挙行した。時に午後四時。それから別棟の席に移り、執政を中心に正装の同夫人、二格姫、三格姫をまじえ、政府要人、外賓とも和やかなうちに祝杯をあげ、張景恵の発声で満州国万歳、元首万歳を三唱して祝宴の幕を閉じた。(7)

鄭孝胥が代読した執政宣言は、「人類は必ず道德を重んぜよ、然るを種族之見有れば、則ち人を抑へ、己を揚く、而して道德薄まる矣、人類は必ず仁愛を重んぜよ、然るを国際之争有れば、則ち人を損し、己を利す、而して仁愛薄まる矣、今吾国を立つ、道德仁愛を以て主と為し、種族之見、国際之争を除去せしむ、王道楽土、当に諸の事実を見るへし、凡そ我国人、望むらくは共に之を勉めよ(8)」というものであった。満州国は、王道楽土の建設と五族協和を国家理念とし、政治は「民本主義」とし、国旗を五色旗、年号(満曆)を大同、首都を新京(もとの長春、当時の人口約13万人)と定め、当時の満州の総人口は3千400万人であった。また板垣征四郎参謀と溥儀との会見で決定された政府首脳人事は次のようであった。

(資料-3)



満州国の国旗

* 『満州国史 総論』(222ページ)

(資料-4)



建国のポスター、万里の長城



山海関に建てられた碑

* 室山信一 前掲書「扉」

(資料一5) 五族協和の理念を示す絵画



岡田三郎助作。國務院總務庁玄関に掲げられていた

* 室山信一 前掲書 (11ページ)

◇ 國務總理 鄭孝胥 ◇ 民生部總長・奉天省長 臧式毅 ◇ 外交部總長 謝介石 ◇ 軍政部總長
 長・黒龍江省長 馬占山 ◇ 財政部總長・吉林省長 熙洽 ◇ 実業部總長 張燕卿 ◇ 交通部總長
 長 丁鑑修 ◇ 司法部總長 馮函清 ◇ 司法院長 趙欣伯 ◇ 監察院長 干冲漢 ◇ 參議府議
 長・東省特別区長官 張景惠

1932年6月14日、日本は、衆議院本会議で満州国承認決議案を全会一致で可決し、リットン調査団が満州を離れた同年9月、関東軍司令官(兼全權大使)武藤富男が新京で國務總理と会見し、「日滿議定書」に調印し、日本は正式に満州を承認する。その議定書には、「日本国及満州国は締約国の一方の領土及治安に対する一切の脅威は同時に締約国の他方の安寧及存立に対する脅威たるの事実を確認し、両国共同して国家の防衛に当るべきことを約す、之か為所要の日本国軍は満州国内に駐屯するものとす⁽⁹⁾」と明記されていたが、「日本国軍」の内実とは、明らかに関東軍にほかならず、その傀儡性を否定することはできない。1933(昭和8)年2月24日、国際連盟は、満州国不承認決議案を賛成42、反対1(日本)、棄権1(タイ)で採択し、松岡洋右(元満鉄副總裁)等日本代表団は退場した(同3月27日、国際連盟脱退を通告)。

(5) 満州国の権力機構

1932年3月、満州国は建国宣言を発すると間もなく、「満州国ヲ統治スル国政ノ根本法」としての「政府組織法」および「人権保障法⁽¹⁰⁾」を制定、公布した(後、1934年に帝政が布かれると、この政府組織法を改正、公布する)。その政府組織法は、立法、行政、司法、監察の四権分立四院制をとり、統治の最高機関を執政とし、その下に國務院、立法院、監察院の三院七部を設置するとともに、執政の諮問機関として參議府と裁判機関としての法院を置いたのである。しかし、議会はついに置かれることはなかったのである。

人権保護法を除き、政府組織法は、明らかに明治憲法をモデルとして制定されたものであり、明治憲法がその第1章に天皇の大権を規定しているように、満州国の組織法の第1章も主権者たる執政の権能について定めている(同様に、帝政実施による組織法も第1章に皇帝に関する条項を規定している)。

「第一条 執政は満州国を統治す

第二条 執政は満州国を代表す

第三条 執政は全人民に対して責任を負ふ

(資料-6)

満洲帝国組織法		大日本帝国憲法	
第一章 皇帝	第一章 天皇	第一章 天皇	第一章 天皇
第1条 満洲帝国は皇帝これを統治す。	第1条 大日本帝国は、万世一系の天皇これを統治す。	第1条 天皇は、皇室典範の定むる所に依り、皇男子孫これを継承す。	第1条 天皇は神聖にして侵すべからず。天皇は国の元首にして統治権を総攬し、本法の条規に依りこれを行う。
第2条 皇帝の尊厳は侵さるることなし。	第2条 天皇は神聖にして侵すべからず。	第2条 天皇は神聖にして侵すべからず。	第2条 天皇は神聖にして侵すべからず。
第3条 皇帝は国の元首にして統治権を総攬し、本法の条規に依りこれを行う。	第3条 天皇は国の元首にして統治権を総攬し、この憲法の条規に依りこれを行う。	第3条 天皇は国の元首にして統治権を総攬し、この憲法の条規に依りこれを行う。	第3条 天皇は国の元首にして統治権を総攬し、この憲法の条規に依りこれを行う。
第4条	第4条	第4条	第4条

満洲国組織法と明治憲法の比較
* 室山信一 前掲書 (152ページ)

人権保障法を備えている点で、基本的には明治憲法が簡略化されたものであるといえよう。しかしながら、その特異性は、法的な主権者とは別に、関東軍という軍勢力を背景に、関東州租借地と満鉄付属地の行政権を握り、かつ駐満大使をも兼任する関東軍司令官という超法規的な政治的主権者が存在していたことである。関東軍司令官の政治的地位は、言うまでもなく天皇の代行であって、満洲国皇帝に対する天皇の大御心を奉じた内面的な指導者を意味するものであった⁽¹²⁾。

以上のように満洲国は、「法的主権者が政治的主権者に従属している」二重主権国家であり、「しかも政治的主権者が一切の憲法的制約を受けない完全な非立憲的存在であるという点で他に例を見ない変態的な国家⁽¹³⁾」であった。

さらに満洲国は、「国内の『国防国家』化に先んじて、国外に『国防国家』の一大拠点を構築しようとするもの」であり、これをモデルに「国内の『国防国家』化を推進しようとするものである。すなわち『国防国家』化を内から外へではなく、外から内へ及ぼそうとするもの」であり、「これこそが満洲事変のもっとも深い動機および理由であった」のである。したがって、「満洲国家体制は同時代の日本の政治体制の延長ではなく、逆にそれに対立するアンチテーゼとして構想される。満洲

- 第四条 執政は全人民之を推挙す
 第五条 執政は立法院の翼賛に依りて立法権を行なふ
 第六条 執政は國務院を統督して行政権を行なふ
 第七条 執政は法律に依り法院をして司法権を行なふ
 第八条 公共の安寧、権利を維持、増進し、又は法律を執行する為命令を發布せしむ、但し命令を以て法律を変更することを得ず
 第九条 執政は公安を維持し、又は非常の災害を防遏する為、立法院を召集することを得ざる場合に於ては參議府の同意を得、但しこの教令は次の会期に於て立法院に報告すへし
 第十条 執政は官制を定め、官吏を任免し、及其の俸給を定め、但し本法、其の他の法律に依りとくに定めたるものは此の限りに在らず

- 第十一条 執政は宣戦、媾和及条約締結の権を有す
 第十二条 執政は陸、海、空軍を統率す
 第十三条 執政は大赦、特赦、減刑及復権を命ず⁽¹¹⁾

また満洲国では明治憲法に規定されているような兵役・納税の「義務」に関する規定を除いて、明治憲法第2章の「臣民権利義務」の条項は、人権保障法という形で独立しておかれているが、明治憲法第3章の「帝国議会」および第4章「國務大臣及枢密顧問」に相当する部分は、満洲国政府組織法（帝政以後のそれをも含む）では、第2章「參議府」、第3章「立法院」として規定され、明治憲法第5章「司法」は、組織法では「法院」として定められている。

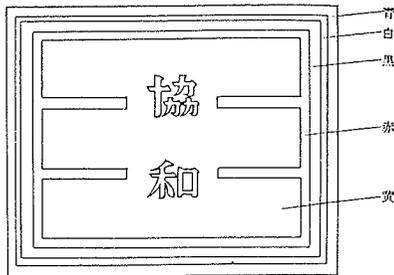
これらの満洲国の諸法規は、「信教の自由」、「言論・著作・出版・集会の自由」など基本的人権の保障という原則を欠いているが、形の上では執政・皇帝の主権のもとでの権力分立制をとり、独自の

らハルピン、チチハルに至る各地にその組織網を拡大していった。

しかしながら、この「党」名に関しては本庄繁関東軍司令官、溥儀等が強く反対したため、板垣征四郎、謝介石、山口重次等関東軍、政府、民間の設立準備委員等によって思想的教化団体「協和会」として改組され、同年7月25日、新京国務院において溥儀をはじめ、本庄関東軍司令官（後、侍従武官長、終戦後自決）、政府、満鉄、関東庁の各首脳のほか、各国領事団等の参列の下に満州国協和会の発会式が行なわれた。

石原は、満州国の在り様をめぐる他の参謀との齟齬を背景に、もともと関東軍に代わる満州国の政策決定を担う最高機関として協和会を構想していたが、その内情は、組織人事からも明らかのように、石原の本意とおりにには展開しなかった。溥儀は、「建国精神は王道をもってし、民族の協和を謀る」べきことを強調するとともに、創立宣言では、「本会の目的は建国精神を遵守し、王道を主義とし、民族の協和を念とし、以て我が国の基礎を強固ならしめ、王道政治の宣化を図らんとするにある⁽¹⁵⁾」としている。

（資料一 8）満州協和会旗



（王道協和満洲国を表示す）

* 『満州国史 各論』（79ページ）

そして、「綱領」に「一 宗旨 王道の実践を目的とし、軍閥政治の余毒を産除す。二 経済政策 農政を振興し、産業の改革に勉るこ徒により国民生存の保障を期す。三 国民思想 礼教を重んじ天命を楽しむ、民族の協和と国際の敦睦とを図る⁽¹⁶⁾」ことを掲げ、「協和会旗」を作成するとともに、役員には、溥儀が名誉総裁、本庄繁が名誉顧問、会長に鄭孝胥国務総理、名誉理事に橋本虎之助、駒井徳三、板垣征四郎、理事長に張燕卿、中央事務局長に謝介石、そして中央本部総務部長にあの大杉栄殺害事件の首謀者甘粕正彦が就任している⁽¹⁷⁾。この協和会は、以後、「思想戦の主体」として関東軍をバックに体育・スポーツ領域を含め、

あらゆる分野を通じて青少年層を吸収しつつ、王道楽土・民族協和イデオロギーの教化、国民精神総動員運動を繰り広げていくことになるのである⁽¹⁸⁾。

2. 満州国の体育政策とその理念

（1）執政下の満州国教育政策理念

満州国が成立すると、直ちに教育に関する中央行政官庁として文教部に文教司が設置され、取り敢えず学校制度は暫行的に建国前の旧学制が踏襲され、満州国の成立と同時に国務院令第2号（大同元年4月1日）をもって党議に関する教科および教科書を一齐に廃止し（大同元年8月15日 文教部訓令第4号）、これにかわって四書考経をみつべき旨を全満の学校に通牒するとともに、関東軍ならびに満州国において新たな教育方針・教育体系の創出に着手したが、当初学校体系はほとんど民国時代それを継承したものであった。

国総理鄭孝胥は、大同元年3月25日、国務院訓令によって「爾今学校教課には四書考経を使用講述し、以て礼教を崇拜せしめ、凡そ党議に関する教科書の如きはこれを全廃す⁽¹⁾」という指示を傳達し、教科書は、それまで上海製のものが多かったため、排日的な記述を削除して使用した。

文部行政は、当初民生部文教司が所掌していたが、1932年7月、文教部として独立し、総務・学務・礼教の三司を置き、鄭孝胥が文教部総長を兼任した。

また同月29日には、初の各省教育庁会議を開催し、王道仁愛をもって教育の本旨とすべきことを政府の方針とすることを通達し、翌日の30日から4日間、全満の主な小・中学校教職員を集めて講習会を実施し、教育方針を徹底させている。満州国当局は、1932年6月から奉天省の教育行政を参考に新学制の研究をはじめ、1937（康德3）年4月10日、学術調査委員会に原案を諮り、国務院会議、参議府会議を経て、同年の5月2日、執政溥儀の訪日宣詔3周年の日に新学制を公布することになる。

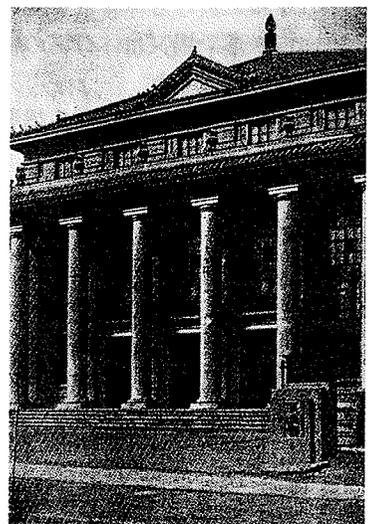
「昭和7年満州国の建国に伴い、在満日本人教育は一新紀元を画するに至った。即ちこの時期は在満日本人教育の第二創業期とも言はれ」ている。そして「昭和8年2月開催の臨時教育調査委員会は『満州の現状に鑑み日本人教育上改善を要する事項竝にそれに対する実施方案如何』なる満鉄地方部よりの諮問事項に対する答申書を作成した。この答申書は満州国建国後の在満日本人子弟に対するものとして極めて重要な意義を有するものである。……満州における日本人教育は、その根本義に於ては、教育に関する勅語の御趣旨を以てその指導精神を仰ぎ、我が国体の尊厳なる所以を体得せしめ、忠孝一本の太義を会得せしめることを鉄則としていたが、それに加へて、民族協和の精神を培うこと、身体養護、鍛練には一段の注意を払ひ、満州に活躍すべき資質を養ふこと、満州を郷土としてこの地の文化の開発の為に貢献し得る人物を育成すること等を根本方針とした⁽²⁾」のである。

(2) 満州国の体育政策構想と理念

大同元年、満州国成立とともに体育政策は、当初民生部文教司社会教育科社会教育科が所管していたが、同年8月に文教司が文教部（文教部総長 鄭孝胥）に昇格し、独立・拡充されるとともに、体育行政は、文教部礼教司社会教育科の所掌となったが、その現実、どのようなものであったか。

「満州国が建国直後、国家固成の基礎工作に全力を集中しなければならなかった際、……多大の注意と精力を傾けたのは、国民保健および衛生の問題であった。曾ての為政者の怠慢と一般民衆の側の衛生思想の欠如が、この国を世界有数の不良衛生地帯と化せしめ、国民体位の著しき劣弱を齎らしていたにも拘らず、大都市を除き保健衛生施設の見るべきものなく、従って国民の大半は罹病するも殆ど有効なる治療を受けくるの機会に恵まれない窮状にあったからである。……大同元年、政府はこの問題に関して地方衛生機関の充実、医療施設の普及竝に伝染病の予防、撲滅の三大方針を策定するとともに、他方、随時医療男を編成して地方僻陬^{へきすう}の地に派遣し、鋭意民衆の治療に盡くすところがあった。しかし、この場合主としてそこに働いた観念は、人道上、社会上の慈恵思想であり、必ずしも国家的立場から国家発展の基礎たる国民の健康及び体位を向上せしめようとの積極的意図でなかったことは明らかである。このような立場からの明確な問題把握は、はるか後年のことに属する⁽³⁾」と、『満州建国十年史』は記述している。

(資料-9) 民生部の建物



* 皆川豊次「満州国の教育」満州帝国教育会編『建国読本』

(第6編 1939年 11ページ)

* 皆川は、甘粕の後をついで青年連盟の総務部長に就任する。

ところで、その体育政策の基本的な理念は、さきの建国記念大運動会に垣間見ることができるが、果して人道的、慈恵的なものであったのか。大同元年8月14日に通牒した「体育振興方策決定ノ件」に示されているが、同通牒は、「立国の要素は第一を国民とす、国民身体の強弱は国運の隆昌に関する事実に重大なり、是を以て東西各国は国民体育運動の発達と普及に向けて積極進行せざるはなし、誠に体育運動は国民の精神を振興し、又其の健全を保持するを得へし、我が国家は此の点に鑑み茲に本部は体育振興方策を決定し、本令に添へ送付す、各該省長、長官、市長は所属に轉命し、一体に遵守せしめ、協力進行し、以て発展を期すべし、此に令す⁽⁴⁾」述べている。

要するに体育政策はあくまでも国策に立脚し、徹底した国家管理にその根本を置き、国に役立つ国民錬成にその目的を置く意味の明確な指示を行なったのである。そして次のような方策を掲げている。

- 「一、各省特別区教育庁、新京特別市教育科、県教育股を置き、体育に関する事務を統括すること
- 一、体育運動の実行には適當なる体育運動団体の存在竝に其活動を重要とするを以て、満州国体育協会を組織し、各省特別区、新京特別市支部は之と同様の事務系統に於て管下体育運動団体を統括し、行政機関と唇齒輪車の關係に於て体育運動の振興、発達をなすこと
- 一、国民能力の円満なる発達を期する為、体育の普及を計ると共に、質実剛健の氣性養成に留意すること
- 一、科学的研究を基礎とし、国民の習慣、年令、體質、職業に適應する体育の合理的指導、奨励を為すこと
- 一、運動競技を以て単に一部学生、生徒乃至青年の関心事たらしめず、進んで一般国民をして之に親しましめ、特に次代国民の母たるべき女子の健康を増進すること
- 一、学生、生徒の体育運動は学校当局と協調し、理解と同情とを以て之が指導に當ること
- 一、学校に於ける体育費を認むること
- 一、学校運動場又は体育場の新設竝改善を促進すると共に之を開放し、以て民衆の体育運動に利用せしむること
- 一、運動に関する適當なる指導者を置くこと⁽⁵⁾」

(3) 「体育施設」、「学校体育状況」の調査

ところで、これらの体育振興政策を実現するためには、総体としての満州の体育・スポーツ環境の実態を把握する必要があった。そのため大同元年9月5日、奉天、吉林、黒龍江各省、東省特区長官、新京特別市政の各公署に「体育施設調査ノ件」が通牒されている。

「本部は体育切実なる発展及普及を謀らんが為、各地方に於ける体育施設の現況を調査せんとし、茲に調査票を作成して送付す、直に所属へ轉命し、所定の様式に依り詳細調査記入の上、来る十月初旬を限り当部へ到達するよう轉報せらるへし、夫々令行すると共に貴署は遵照して、弁理するを要とす、此に令す⁽⁶⁾」

また同年12月24日には「本部は全国体育事項を調査する為、特に左記各事項を規定せり、貴省長、長官、市長、は本令に遵照し、迅速に調査の上本部に報告すへし、遷延する勿れ、此に令す

一、体育係人員及事務の分担（兼任の者を包含す） 一、実施事項及其の己用の経費（体育協会を包含す） 一、施行せんとし未だ確定せざる事項 一、計画事項 一、大同元年度の申請せる予算明細書⁽⁷⁾」を内容とする「全国体育事項ヲ査報セシムル件」を通牒している。

さらに大同2年3月8日には「全国学校体育状況ノ調査ヲ命スル件」を發して、「本部は学校体育

の発展を謀る為、特に全国各級学校の体育実施状況を調査し、以て参考に資せんとす、茲に本令と共に学校体育調査票の一種を送付するに付、貴省長、長官、市長、は所属に転令し、……詳細に調査、記入の上報告せしめ、以て取纏め、審査に便ならしむへし、此に令す⁽⁸⁾とし、調査結果を報告することを義務づけている。

(4) 「体育週間」と「体力調査」の実施

また大同2年10月15日から21日にかけて国家的行事として「体育週間」と「体力調査」を実施しているが(この時点ではなお制度化されていない)、例えば康徳元年9月6日の通牒「体育週間開催ノ件」によれば、以下のようなものである。

「全国体育週間開催の件は十月之を實施し、効果を挙げたり、依て十月十五日より康徳元年度体育週間を挙行するに付き貴省長、長官、市長、は左記要項を査照の上所属に轉令し、一体に施行せしめ、務めて実績を収むべし、竝に實際の便利、状況を具報すべし、此に令す、

体育週間要項

- 一 十月十五日より向う一週間体育週間を挙行す
- 二 滿州国体育の現状に鑑み学校を中心として実施し、之に一般民衆を参加せしむること
- 三 一般人に体育週間の真義を週知せしむること
- 四 実行事項

1. 映画、大小ピラ、標語等を以て宣伝す
2. 体育に関するパンフレットを配布すること
3. 体育権威者を招き、講演会並に講習会を開催すること
4. 保健相談所及無料診療所を設置すること
5. 地方の状況に依り適當なる諸体育会の開催
6. 学校及一般家庭に対し体育の諸訓練を講究すること
7. 生活改善、拒毒運動を挙行すること
8. 学生、一般民衆に体育徽章を佩せしめ、其の多地方的特色に応じ、適當なる方法を講ずること⁽⁹⁾

通牒の「具報すべし」とは、体育週間の実施状況(行事名・行事内容・参加人員等)について文教部長に報告することが義務づけられ、その内容について審査をすることをさしている。では、この体育週間が実際には、どのようなかたちで実施されたのか。それをハルビン特別市の「体育週間ノ経過ヲ報告シ、審査ヲ請フノ件」(大同3年)にみよ。

附 哈爾濱特別市公署來文

体育週間の経過を報告し、審査を請う前に貴部訓令を報ずるに十月十五日より十月二十一日迄を体育週間となし、而して学校を実施の中心となすべし云々と、依て之を遵奉、処理し、政に右回答をなさんとせし時適、貴部第一一三号に接したり、……茲に各地の実施状況を明かにし、依て将来の参考に供せんが為、貴市長より所属に轉令し、左記事項に依り即ち報告をなさしめ、依て審査に備うべし、此に令す

一、実施事項並に其の概況 一、所感 一、将来の希望事項 一、印刷物、統計、写真其の多關係資料を回送すべし云々と、

査するに本署の今回挙行せし体育週間は時間の關係上十分に之を実施能はざりしと雖も、重要事項に関しては期日内に其の全般を終了せり、

凡そ此週間に於て標語二千枚、『ピラ』一千枚を撒布し、体格検査書五千枚及徽章二千枚を作製したり、並に各学校に講演会九箇所を組織せしめ、十五日より各校に於て講演を開始し、特に体育要義に注意し、男女学生をして徹底的に明瞭ならしめ、而して時々練習する必要を知らしめ、且体育知識のある人員を各校に派遣し、講演せしめたり、

尚本署の社会科長 瀧文，教育股長 唐恒，序属 程万里，講員岐山等は民衆教育館に市民を召集し，国家の体育奨励の趣旨を公演したる所，聴者大多数に達し，而して何れも感動せり，……此の外検査官四組を組織し，各校に派遣し，男女学生の体格を検査せしめたり，尚ほ保健会，商所七ヶ所を設立し，無料にて市民の体格検査を行ひしが，其の受診者少量なりしは予想外なりき，以て民衆の体育に対する無関心なるを知るべし，故に貴部の提出したる将来の希望なる一項の答案として一般に普く其の利害に就き宣伝をなし，保健方法を闡明にして，以て体育を講ずるの風尚を涵養し，東亜病夫の奇恥を雪ぐべし，是れ大に努めざるべからざる所なり，⁽¹⁰⁾」

また北滿特別区長官の呂榮寰^{ろえいかん}は，次のような「体育週間挙行ノ件」を文教部に送付している。

「体育週間に於ける特区体育協会支部にて施行せる宣伝並に各学校にて挙行せる各種運動会及宣伝，講演等の各事項に付表を作り，送達し，審査，備案を請ふ前に貴部訓令を奉じたるに，国民の健全と体育思想の普及を謀り，並に冬季戸外運動を奨励する為，本年十月十五日より二十一日に至まで体育週間を挙行するに決したり，

茲に体育要項を送付するに付，所属各学校及体育機関に轉令し，協力，進行すべしと本令を奉じたるに因り，直に体協支部を督同し，理事会を召集し，哈爾濱地方協和会と会同し，方案を議決し，支部にて夫々其の進行を策したり，並に支部より本市の中小各学校長を召集し，会議を開き，体育週間挙行の意義を講釈し，各校長に誠実に挙行すべきを命じたり，一面全区の各学校に通令し，一体に遵行せしめたり，現在週間己に経過したるを以て謹で週間内支部にて施行したる宣伝，各事の経過並に全区学校の運動会挙行及宣伝，講演等の各情形を詳細陳述す，

(甲) 社会方面は支部より民衆の体育に対する注意を喚起するの各種標語一万五千枚を印刷し，各校に分送し，全市通衢の処並に各校内に張出さしめ，又徽章二千枚を製し，本属及各校人員に交付し，一体に佩用^{はいよう}せしめ，以て宣伝を広くす，

又民衆教育館をして週間内に運動会を開催せしめ，並に毎日人民の体育に注意すべき題目を講演せしめ，頗る好成绩を収めたり，

(乙) 学校方面の全区中小学校とも多く校内にて各種運動会を開催し，及標語，宣伝，講演等の事も均しく良好の成績を挙げたり，

(丙) 本市各高級学校ハ師専，医専，工業，一中，二中，女子一中，女子二中，工業大学，法学院，扶輪学校等十校にて二日間連合運動会を開催し，社会に対し指導，奨励の意を示せり，現衆欣然として勇気を鼓舞し，興奮せざる者はなし，

(丁) 民衆及労働方面は民衆教育館主催にて二日間運動会を開催し，並に毎日体育知識普及の講演をなし，以て宣伝を広くす，

施行せる各事項均しく適当なり，之を要するに今回体育週間特区体協支部の挙行したる種種の宣伝事項の費用は多からずして，効果は甚だ大なり，全区の学校青年は今回の振作に因り，個人の体育進歩に対し愈奮励することを知り，社会民衆は今回種種宣伝の結果，深刻なる刺激を受けたり，今後は貴部より随時奨励し，以て進歩を謀り，更に支部より極力遵行し，努めて特区人民をして体育思想を重んぜしめ，一般の風習を養成し，以て普及の実行を取めんとす，⁽¹¹⁾」

この体育週間に動員された者は，約300万人以上に上るといふ。

(5) 「協和会」と青少年訓練

滿州国成立以前における青少年団運動は，主に学校を中心に行なわれていたが，建国後は，協和会青年部によって青少年訓練が実施されていくことになる。例えば1932（大同元）年9月15日，日

本による満州国承認を記念して満州国童子団が結成され、王道楽土・五族協和イデオロギーの教化運動が展開され、帝政実施以後さらに強化されていくのである。ちなみに、1936(康德3)年3月末の童子団の数は216団、団員数24,000人であった。満州国における組織的な青少年運動は、1937(康德4)年7月1日に協和会の青年訓練所が設置されて以降のことであり、翌1938年6月の「青少年組織大綱」によって、それまで各地にあった青年団、少年団、童子団、学校青少年団、開拓義勇隊は、すべて協和青年団、協和少年団に吸収されることになる。

ところで、こうした青少年訓練・運動が組織されなければならなかった理由は何にあったのか。それは、ほかでもなく第1に、各民族の青少年をして国家観念・民族協和のイデオロギーを浸透させることによって国策に協力させること。第2に、排日思想の一扫と青年層の思想的教化と管理体制を確立すること、第3に、例えば大同元年の初等学校の就学率は、わずか17%に過ぎず(同2年には、児童数50万人に対して12%と下がり、康德元年にようやく19%に回復している)、全体として30%程度にしか過ぎず、非就学者の70%を占める青年層を体制内に取り込む必要があったこと、第4には、青少年の人的資源を培養し、かつ軍事的・治安対策上、自衛機能を発揮させ、人間トーチカ化をねらいとしたこと、第5に、地方農村・都市における積極的な産業労働力・人的資源として養成する必要があったことによる。

(6) 国立総合グラウンドの建設に着手

こうした国家政策としての体育政策の制度化が推し進められるとともに、その物的条件として既に大連などにグラウンド、体育館は存在していたが、大同2年8月からは国立総合グラウンドの建設に着手する一方、年次計画として全満州県旗単位に公共のスポーツ・グラウンドの建設に着手し、康德8年現在までに85ヶ所のグラウンドが建設されている。国立南嶺総合グラウンドは、新京から南方2キロに公園を含む市街が一望され、総面積は新京市の面積の百分の三を占めるという壮大なものであった。当初の計画概要は、次のようである。

面積 1,440,000平方キロ(約435,600坪)

施設 陸上競技場 1, 練習競技場 1, 拉式足球(ラグビー)場 1,

ホッケー場 1,

野球場 1, 網球(ハンドボール)場 1, 軟式試合用 2, 練習用 5,

公式試合用 2,

練習用 6, 排球(バレーボール)場 3, 籠球(バスケットボール)場 4, プール 1,

馬場 1, 総合体育館 1

環境施設 公園, 児童遊園

康德元年には、陸上競技場、野球場、籠球場、排球場、足球(サッカー)場の仮施設が完成し、第3回満州国体育大会がグラウンド開きをかねて実施されることになる。また康德4年に第1期工事が終了し、文教部の管理から大満州帝国体育連盟に移管され、康德6年には新京特別市によって第2期工事が開始される。

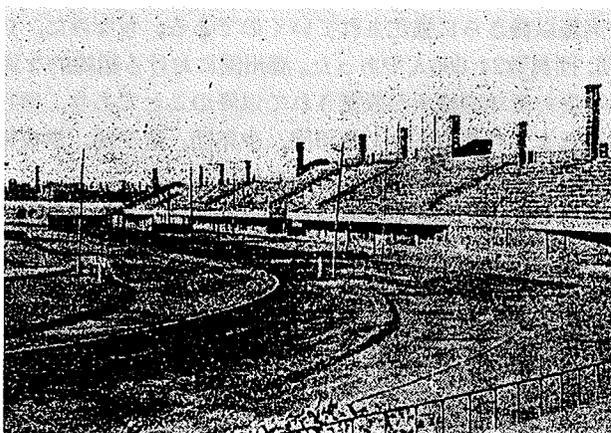
(資料—10)
就学率の推移

年度	就学率
1932年	17%
1933年	12%
1934年	19%
1935年	20%
1936年	21%
1937年	24%
1938年	32%
1939年	33%
1940年	38%
1941年	40%

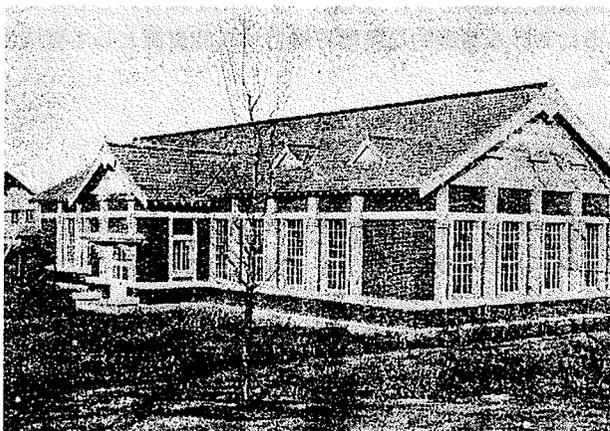
ただし、資料は
『満州国十年史』(697頁)による

*『満州建国十年史』(697ページ)

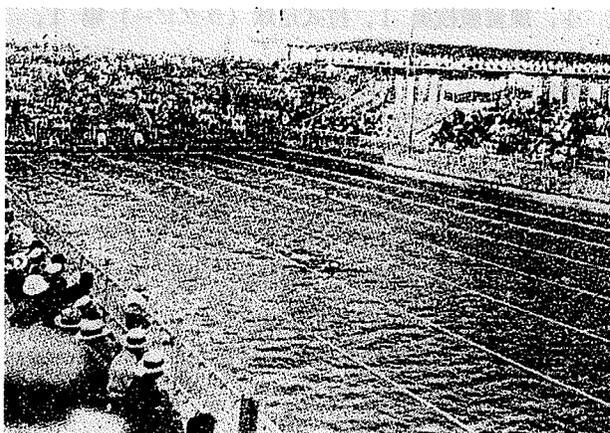
(資料-11)



奉天国際グラウンド



撫順道場



大連プール

* 満鉄地方部学務課『教育施設要覧』(昭和10年 38ページ, 36ページ, 40ページ)

3. 満州国体育協会の設立と満州国スポーツの国際的認知への道

(1) 王道楽土の「スポーツ王道」

(第1報)で、建国大運動会の実施とそれを契機に設立された満州国体育協会について触れておいたが、「満州国体育協会」にかんして若干補足を加えておきたい。満州国体育協会設立の目的は、「建国の劈頭^{へきとう}を飾った建国記念大運動会といふ大事業の主催者たる名称のみに依って発足したのである。而もそれが……国家の協力なる体育団体統制機関たらしむべき前提のもとに認められたものであるところに本協会誕辰の大きな意義がある。……満州国が民族協和の国是を、体育の面に於ても亦建設せんことを期し、体育機構の発足に際し、之れを徹底した国家管理の下に置くべき意図を明確^①」にすることであったが、言うまでもなく、それは、満州における「楽土建設・五族協和」という体制づくりのための「スポーツ王道」の実践であった。その点をこう記している。

「新国家建設の当初に於て体育運動により民衆の思想善導と共に、国際的スポーツの進出をなすは満州国永遠の楽土建設、世界平和への捷径にして、鄭國務総理の力説されたるスポーツ王道の最深意義亦茲にあり、而して体育運動の健全なる発展、普及には適当なる体育運動団体統制機関の存在と、其の活動を必要とす、

新興満州国として深く意を茲に至し、過般、第一回建国記念日満連合運動会開催と共に満州国体育協会を創設し、各省、東省特区、新京特別市に於ては夫夫協会支部を設立し、之等の緊密なる連絡、協調の下に今秋、第一回満州国体育大会を開催し、着々事業の進展を見つゝあり、

本機関は今後体育調査の実施と共に、国民に体育の自覚を促し、漸次民情に適應せる体育運動施設の充実を図り、卓越せる指導者の養成を期し、国民の天性優れたる資質を伸し、弱者を育み、殊に女子体育に留意し、体育運動を通じて旧来の陋習^{ろうしゆう}を打破し、満州国草創の大難業に参画して万人に最大の普及を與ふる真の体育向上に邁進せんとするものなり、

目的 本会は普く国民の健全なる体育の発達、普及を計り、国民精神を作興し、民族融和の実を挙げると共に、体育運動団体の連絡、統制を図るを目的とす^②」

そして「国家的管理の下に協会組織とし、名誉総裁に執政を、総裁に國務総理を戴き、本部を文教部^③」に置くとしている。また各支部が大同元年9月から12月にかけて組織されていった。すなわち、9月には吉林省、東省特区、新京特別市に、11月に奉天省、12月には黒龍江省に、それぞれ組織されている。そして協会として次の「事業」を行なうとしている。

「一、運動競技に関し、政府の試問に応じ、又は政府、其他公私機関に対し意見の提出、一、国際競技(オリンピック大会、極東選手権大会、其他)に満州国代表派遣、一、全満州国各種競技選手権大会開催、一、外国選手の招聘、一、満州国融合大運動会、一、建国記念連合大運動会の開催、一、リクリエーションに関する企画並に実施、一、運動競技設備の計画並実施、一、体育指導者の養成、一、体育に関する調査、研究並参考資料の蒐集、一、講演並講習会の開催、一、体育に関する刊行物発行、一、体育保健相談所の設置、一、其他体育に関する必要なる事業^④」

この規定にしたがって各支部(例えば黒龍江省の場合)は、「一、運動競技事項に関し体育協会本部の指導及省公署の諮詢を受くべく、或は省公署及其の他公私機関に対し意見を提出すへし 一、体育協会本部の開催せる全満州国各種運動大会、全満州国各種運動競技選手権大会、満州国融和大運動会、建国記念大運動会、其の他の会に全省代表選手を派遣す^⑤」ることが義務づけられている。この満州国体育協会は、執政から帝政の移行によって「大満州帝国体育連盟」へと再編されること

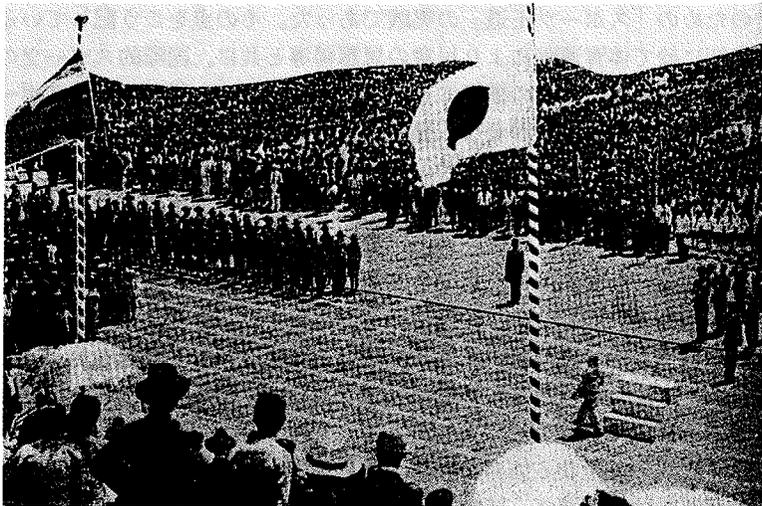
になる。

(2) 第2回満州国体育大会の開催

建国大運動会に続いて大同元年9月25日、開催された第1回満州国体育大会については(第1報)で触れているが、第2回は翌大同2年9月29日から10月1日までの3日間に延長され、7団体300名が参加し、やはり新京西公園グラウンドで開催されている。

種目は、陸上競技(男子トラック 100m・400m・800m・1500m・5000m, ハイ・ハードル・800mリレー, フィールド 走り幅跳び・ハイ・ジャンプ・棒高跳び・円盤投げ・砲丸投げ・槍投げ, 女子トラック 60m・100m・400mリレー, フィールド 走り幅跳び・走り高跳び)のほかに、男子バレーボール, サッカー, 女子バスケットボールを加えて開催された。

(資料-12) 建国記念大運動会



* 皆川豊治 前掲書 (213ページ)

* 「日の丸」と「満州国旗」がその傀儡性を象徴している。

総裁の鄭孝胥は、大同2年7月に「運動に参加せる各学校に分配して、以て教育の参考資料⁽⁶⁾」にするために次のような「訓詞」を述べている。

「人種の強弱は常に身体に撃る、身体強ければ即ち智識余あり、身体弱ければ即ち智識足らず、故に凡そ幼年の教育は分ちて体育、德育、智育の三科とにす、十歳より十六歳に至るまで此の間は宜しく体育を以て先となし、其の身体をして完全の発達あらしむへし、身体充足すれば即ち心胸開拓し、思慮精透なり、身体怯弱なれば褊狭にして思慮紛擾す、故に体育を以て德育、智育根本となす、十六歳より二十歳に至るまでは、更に德育、智育に力を註く、即ち強固の身体、自身能く其の寶貴すべきを知り、肯て欲を縦にして以て傷損を致すことを為さず、これより、便ち一生健康にして老ゆるとも衰えず、これ乃ち強種国民を養成するの良法なり、古人は十三歳にして楽を学び、誦し、舞勺し、舞象す、二十歳にして礼を学び、射御を習ふ、故に皆学は礼楽に通し、身は文武を兼ねたり、近世欧米各国も亦運動会を以て急務となす、今や宜しく兼採、参用して以て教育の標準と為すべし、凡そ我國民は必ず須らく此意を了知すへし、吾れ歳七十を踰へ、此理に於て実に研究、経験するところあり、世の空言するものと同じからず、願はくは以て之を社会に獻せん、果して能く力

行せば、必ず奇効あらん、⁽⁷⁾」

(資料一13) 各年度における選手権獲得団体一覧

種目	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回	第七回	第八回	第九回	第十回
陸上総合	吉林省	關東州	北滿	奉天	奉天	奉天	新京	新京		
男子徑賽			奉天	奉天	奉天	奉天	奉天	奉天		
女子徑賽			奉天	奉天	奉天	奉天	奉天	奉天		
男子田賽			奉天	奉天	奉天	奉天	奉天	奉天		
女子田賽			奉天	奉天	奉天	奉天	奉天	奉天		
足球		關東州	新京	關東州	奉天	關島	新京		吉林	
硬式男子網球			新京	新京	新京	哈市				
軟式男子網球			關東州		新京	新京				
軟式女子網球			吉林		新京					
男子卓球			關東州		新京					
女子卓球			關東州		新京					
男子籠球	新京	關東州	北滿	奉天	吉林					
女子籠球			北滿	奉天	吉林					
男子排球		北滿特區	北滿	龍江	哈市	吉林				
女子排球	吉林	北滿特區	北滿	龍江	哈市	吉林				
男子體操			吉林	奉天	新京	奉天	新京			
水上										
氷上										
軟式野球										
拉式足球			滿洲國 官吏	滿洲國 交通部						

○印選手権外種目

* 『滿州建国十年史』(887~888ページ)

* 「徑賽」はトラック競技、「田賽」はフィールド競技、網球はテニスの呼称。

以後この大会は、康徳 8 年の10回大会まで続いている。

(3) 日滿スポーツ体制の癒着

大同元年滿州体育協会と滿州国体育協会との間に関東州交換バスケットボール定期戦が成立し、第1回大会が11月3日大連で開催され、第2回は大同3年1月29日から3日間奉天において、さらに第3回大会は、1934(康徳元)年12月1日、2日に大連で、第4回は、康徳2年11月23日、4日奉天で実施されているが、第4回大会をもって中止されているが、その理由は不詳である。

また大同2年7月16日から8月17日にかけて全日本女子スポーツ連盟の招聘に応じて女子バレーと陸上の滿州国代表が新京を出発し、大連を経て訪日し、大阪、美吉野、東京で交歓試合を行ない、第10回日本女子オリンピック大会に参加しており、前掲『十年史』は、「此の大会に於て全日本スポ

ーツ連盟が、陸上競技に於ける日本選手権を満州国選手に開放したことは、日満体育関係の特殊性に立った革新的措置である⁽⁸⁾」としている。

その他、大同2年10月24日、陸上競技選手代表14名が訪日し、明治神宮大会を視察するとともに、東京、神戸で日満陸上競技大会を開催している。「明治神宮大会視察中、選手一同は大会総裁秩父宮殿下に拜謁賜り、無上の榮譽に浴した⁽⁹⁾」という。帰路、11月13日と14日に京城（現 ソウル）で京城師範と城大予科との交歓試合をしている。

(4) 国際的認知への謀略

大同元年5月21日、満州国体育協会は、国際オリンピック大会への参加を画策し、総裁名で第10回ロスアンゼルス・オリンピック組織委員会に対し、文教部満州国体育協会長鄭孝胥は、「満州国体育協会は百、二百及八百、千五百米競争者二名を第十回国際オリンピックの盛典に参加せしめられんことを熱望す、追電を乞う⁽¹⁰⁾」と満州国の参加要請を正式に伝えている。

これに対して組織委員会は、「満州国の参加は国際オリンピック委員会の承認に依って認めらるるものなり。貴方は国内オリンピック委員会を編成し、規約、目的、役員をロザン国際オリンピック委員会に送付し、組織委員会に対し同様国旗、国家を共に送付せられ、尚個別申込みに対するロザン在任委員を指定ありたし⁽¹¹⁾」との回答をしている。満州国体育協会は、国際オリンピック委員会に対しては日本国内オリンピック委員会を代表する大日本体育協会に、その支援を要請している。嘉納治五郎とともに国際オリンピック委員であり、当時の大日本体育協会会長でもあった岸清一は、満州国の申し出に対して絶対的な援助を行なうとの回答を得て、6月12日付で国際オリンピック委員会執行委員長宛に鄭孝胥名で公文書を送っている。

「満州国体育協会は満州国におけるアマチュアスポーツの発展及国際的親善を目的として一九三年創設せり。上記目的達成のため当協会は一九三二年米国カリフォルニア州サンフランシスコに於て七月より八月に亘り挙行せらるる第十回オリムピック大会に参加せんことを熱望す。国際オリムピック競技の規定に従ひ、我々は茲に当協会の規約及役員記名表を同封す。

本規約に依り当協会は満州国の永久的国内オリムピック委員会であり、満州国に於けるアマチュアスポーツの一切を支配する唯一の国家的機関なることを認められたし。時日切迫せる為、本日同封の電文を以て我等の第十回オリムピック競技への参加を認められんことを依頼せり。我等の希望が貴方の迅速なるご配慮を煩はし得ることを希望し、又我国の加入を認可下されることに依ってロスアンゼルス組織委員会に貴方より必要なる指令あり度、組織委員会に対しては別に規約、役員、記名表、国家、国旗を送付し、同時に個別参加申込書を同封せり。

右御諒承相成度。競技選手一名、委員二名よりなる我派遣団は、七月十八日、ロスアンゼルス到着の大洋丸にて日本横浜を六月三十日出帆すべく準備中なり。来る競技会に我国の派遣する選手、役員は尙に少数なれども、将来に於ける大会には多数の選手、役員を派遣し得べき充分なる確信を有す。茲に国際スポーツの健全なる発展に協力せんとする我等の熱望を表明し、此の申込が速に認められんことを期待す。⁽¹²⁾」

これと同時に、ローザンヌ国際オリンピック委員会執行委員会宛に、やはり鄭孝胥の名で「満州国オリンピック委員会は国際オリンピックの運動に加へられんことを欲し、ロスアンゼルスに於ける競技に参加せんことを希望す。国家的申込は既に組織委員会宛電請せり。規約及役員は、本日貴方に郵送せり。同様に国歌、国旗と共に組織委員会の要求に応じて発送せり。御承認あり度⁽¹³⁾」との文章を送付している。

さらに第10回オリンピック競技大会組織委員会書記長にも次のような文書を送付している。

「五月二十四日附貴電拝受せり。御要求に従ひ本日当方より満州国体育協会の規約及委員の記名表をロザン国際オリンピック委員会に送付せり。同様国歌及国旗を共に貴会宛に送付せり。満州国の国内オリンピック委員会に関して満州国体育協会は満州建国と同時に組織されたるものして、該委員会に代はるものなることを声明す。

如斯我国オリンピック委員会は既に存在せることを諒承せられ度、これに依って我国の国際的申込は五月二十四日附貴電報に依り、当然正確に受理せられたるものと解す。個別申込書は本日郵送せり。同申込書の正確なることを確信す。競技選手一名と委員二名よりなる我派遣団は大洋丸にて六月三十日横浜を出帆す。依ってオリンピック身分証明書又は旅券無しにロスアンゼルスに上陸なし得べき必要なる御手配相煩はし度、尚我々は一切の経過が都合よく進歩し、且つ参加が確定次第電報に依る御解答を期待す。貴方処弁の豪華なる競技に参加せんとする我々の熱望に対し貴方の御高配と迅速なる御解答を期待し、予め茲に謝意を表す⁽¹⁴⁾」

これらの文書に対してロスアンゼルスのオリンピック組織委員会は、6月12日に「満州国の加入は国際オリンピック委員会の承認によりて認められるべし。オリンピック身分証明書は岸氏より手に入れられんことを助言す⁽¹⁵⁾」との返電があり、また国際オリンピック委員会から「全般的国際オリンピック委員会の承認を得ざる以前に於ては貴方の参加は遺憾乍ら不可能なり⁽¹⁶⁾」との連絡を受けたのである。

これに対して岸清一は、組織委員会の連絡通り日本のパスポートで渡米すること。そして満州国の参加を実現させることに努力し、もし参加が不可能な場合は日本も不参加を辞さないとの態度を明きらにしている。しかし、満州国体育協会の理事会は、参加不可能な場合の日本の立場を考慮して、最終的に参加中止の決議を行なったのである。

そして翌年国際オリンピック委員である嘉納治五郎が第11回オリンピック委員会に参加する途中、大同2年5月22日に新京に立ち寄って満州体育協会西山理事が満州国参加の支援を依頼するとともに、参加手続き書を委託している。満州国が、オリンピック大会への参加に固執したのは、明らかに「満州国の厳たる誕辰を国際的に知らしめ、同時に……国際オリンピック大会の実行部面に重きをなす国際陸上競技連盟に対し、満州国体連加盟実現の基礎⁽¹⁷⁾」を固めるためであったが、極東オリンピック大会参加問題も、そうした意図によるものであった。

(5) 極東オリンピック大会参加問題

極東オリンピックとは、別名極東選手権競技大会 (The Far Eastern Championship Games)、東洋オリンピックともいわれる。アメリカのYMCAから派遣されたエルウッド・S・ブラウン (E. S. Brown) の主唱によって1911 (明治44) 年に設立されたフィリピン体育協会の呼びかけによって開催されるようになった。その目的は、各極東諸国の親善と競技力向上にあったが、日本が加盟したのは、第3回芝浦大会からであった。当初は、2年毎に開催されていたが、1930 (昭和5) 年からは国際オリンピック大会の間に開催されるよう4年毎に実施されるようになる。

満州国は、第10回極東大会参加を期し、大同2年5月30日、主催国フィリピン体育連盟宛に正式に満州国体育協会の極東体育協会加入の申し込みを行なった。これに対して9月20日附執行委員会名誉秘書フィリピン、イラン博士の名で中華民国の反対投票によって加入不可能との回答がある。これに対して満州国側は、その意志を実現するために大同3年2月9日、次のような国際競技準備委員会を設立して加入の運動を展開している。

会長 謝介石 委員長 遠藤柳作 副委員長 西山政猪

この他に協会の山口重次、関東軍の特務部員が委員として入っている。

2月14日、本委員会から協会主事久保田完三を代表として日本に派遣するとともに、滞日中の茂木善作、在満日本体育団体を代表して訪日中の岡部平太と大日本体育協会に折衝させた。代表は15日に大日本体育協会で極東大会参加準備委員会名誉主事の松沢一鶴と会談し、満州国参加問題に対する日本側の援助を要請したが、大日本体育協会は、満州国参加問題を不問に付して参加するとの決定を聞くにおよび、その決定を撤回するため理事会の開催を要請している。その結果、16日開催の日本総合競技準備委員会に出席を求め、満州国の極東大会参加に対する援助を求めたものの、決定に変更をみることはなかった。

満州国側は、執拗に大日本体協理事会の正式な意向を質し、19日に代表部は、体協専務理事会に出席して満州国体協の要請を正式に表明する一方、この問題に対する大日本体育協会の経過と同協会がなお検討すべき余地のあることを指摘し、理事会においてフィリピンと中華民国と交渉続行の方法を模索すべきことを要求している。これに関して卿名誉主事は、この問題の解決について努力するとし、28日に理事会総会の開催を約し、満州国の代表部は、在京満州国関係者による東京委員会を結成するとともに、次のような声明を発表している。

「満州国の極東大会参加問題は事国策に関する極めて重大なるものあり。飽迄貫徹を期す。

委員長 大橋忠一

委員 原 武、平島敏夫、五郡丸保、山口市太郎、岡部平太、久保田完三、茂木善作、今田新太郎、茂沢 一、坂本楷一、天野豊実、増田清一⁽¹⁸⁾

満州国内では、国際競技準備委員会が極東大会参加への準備を進め、野球、足球、陸上、排球、籠球、水上、庭球の7種目にわたる役員、選手総勢100余名を決定し、極東大会参加に向けての世論を盛り上げるために主要都市で市民大会を開催している。3月1日、代表団は日満の体育界においても協力すべきである主張のもとに、両者の意見の一致をさぐるため、翌3月2日、中央亭において第三者を交じえた懇談会が開催されている。出席者は以下の通りである（名前は不詳）。

日本側 卿、田畑、松沢、高島、山本、大島、 満州国側 久保田、茂木、五郎丸、岡部
第三者 岩原、岩田、森

この結果、日満が協力してフィリピンと中華民国を説得して上海会議を開催し、参加問題を解決することで一致し、大日本体協から山本忠興が、満州国体協からは久保田主事が代表として訪中することになり、12日に山本は、中華民国体育協進会の沈名誉主事と会見したが、沈は、満州国問題については触れず、同協進会会長の王正廷と会談したものの、王は、満州国は存在していない国だから問題にならないとして拒否している。

一方、3月17日にはマニラでフィリピンのイラナン名誉主事と会見し、満州国参加の正当性を主張し、22日にフィリピン体連理事会が開催され、極東体育協会加盟の正当性を主張している。フィリピン側は、それを了承し、中国側にこの件に関する上海会議の開催を通告したが、中国側は、満州国問題以外の会議開催には賛成した。上海会議の連絡が入ると、国際競技準備委員会は、3月25日に神田効一、小川雄雄、上村辰巳等を上海に送り、また日本大アジア青年連盟からは代表5名を派遣して満州国の加盟に画策している。4月9日、共同租界のコンノート路中国体育協会事務所において会議は開催され、次のような解決案が示されたのである。

一、満州国の参加問題は、次回の総会に委任すること。二、該件は、直ちに規約第14条による執行委員会付記とすること。三、日本側の議論にしたがって、本件を直ちに満州国参加問題の決定票

をもつフィリピンに委任すること。

その結果、ターン・フィリピン代表は、「比島代表は各現メンバーの最後の決定は各自の手中に残しておくこととし、比島は既に競技の準備は殆ど完了し、且過去に於て他の主催国に与えたと等しき協力を当然受くる事を期待し、本会議に於て満州国の参加問題に関しては投票を行はざることに決す。⁽¹⁹⁾」

この上海会議が決裂したため、大日本体育協会は、11日に丸の内ホテルで日本の不参加問題を協議したが、結論が出ず、結局15日にフィリピンに対して日本の単独参加を回答するとともに、満州国体育協会には、満州国の参加問題は今後、その実現を期すべく努力する旨の通告を行なっている。

あ と が き

わが国で政府・軍当局が「宣伝」の重要性を認識しはじめた第1段階は、1914年に勃発し、4年間の長期にわたった第1次世界大戦後といわれる。この戦争で当時世界最強の兵力を誇るドイツ軍が敗れ、イギリス・フランスを枢軸とする連合軍が勝利をおさめたが、それは、戦車、航空機、毒ガス弾、潜水艦などの新兵器、膨大な砲弾と武器の消費量といった、さらには長期戦を戦うための工業力と人的資源の動員体制の維持という、それまでの戦争形態を一変させ、武力戦のみならず、思想戦（宣伝戦）・経済戦を包括した総力戦であること痛感させられたのである。

その第2段階は、言うまでもなくこの時期の満州事変である。日本軍の中国侵略が世界から非難され、結局リットン調査団の視察という事態を招くことになったのは、「宣伝戦ノ惨敗」によるものであると認識し、国際世論を操作するための機関がクローズアップされてきたのである。第3段階は、太平洋戦争突入以後であり、長期戦遂行のために国論の縛りと戦時体制による不満・批判を封じ込めるための宣伝工作である。

リットン調査団のポイントは、日本軍（関東軍）の軍事行動が果たして自衛のためであったのか、ということと、満州に出現した「満州国」という新政府が住民の自発的な意志によるものであるのか、どうかというこの二点にしばられた。リットン調査団の日程にあわせて「大運動会」を開催したその意図は、二つ想定できる。その1つは、スポーツイ・ヴェントを全国的規模で開催することにより、満州国が住民、言い換えれば、よしんば擬似的であるとはいえ各民族の自由意志によって成立していることを、ビジュアルなかたちで内外に宣伝が可能であること。第2には、対国内的にも五族協和という建国イデオロギーの浸透と傀儡国家体制の認知を推進していくことであった。

こうした手法は、第1次世界大戦後の大正後期には既に日本国内におけるさまざまな体育やスポーツ・イベント、例えば「体育デー」や「明治神宮競技大会」によって実証済みである。大正13年10月、第1回明治神宮競技大会が内務省主催によって開催された、同時に同年11月3日には全国「体育デー」が実施されている。その実施に際し、マス・メディアを利用した大々的な宣伝が繰り広げられており、『教育週報』は、神宮競技の最終日は「全国体育デーであるが、此の日日本体育連盟、帝国学生衛生会等の体育団体が中心に文部省の後援の下に、各地に運動会、体育講演会、活動写真、展覧会を開いた。東京に於いても各学校に於て前記催しの外、自動車隊を組織し、全市にピラを撒き、十八ヶ所に宣伝ピラを掲げ、小石川の高等師範には体育展覧会を開き、夜は岡田首相が『体育デーに就いて』のラヂオ放送を行ひ、体育振興、普及に関する講演を行った⁽²⁰⁾」と報じている。こうしたノウハウを満州の地に積極的に再現させることであったとも言えよう。

注

- 一、引用に際しては、カタカナ文を一部ひらがな文とした。
 一、旧字体を一部新字体とした。
 一、ルビは一部引用者とする。

1. 満州事変と満州国の成立

- (1) 柳条湖事件は、関東軍参謀石原莞爾、同板垣征四郎、同花谷正等が策謀の中心であり、その実行者は、張学良の軍事顧問今田新太郎、独立守備隊中隊長川島正、同中隊長河本末守等のほか、独断で朝鮮軍の越境を画策した同司令官林銑十郎、同参謀神田正種等であった。

張作霖は、軍閥奉天軍の首領として当初対日協力者であり、日本は彼を満州支配の中枢として利用し、庇護していたが、1920年代には最大の軍閥にのしかかると、次第に反日の姿勢を強めるようになり、関東軍は彼の放逐を画策するようになる。

石原は、1928年10月、関東軍作戦主任参謀として赴任する。彼は、当初より満州国建国の治外法権撤廃、満鉄付属地行政権の移譲を主張していたが、1932年8月、石原は、本庄繁等とともに関東軍を転出する。その後石原は、日米戦争による敗戦を予想し、東条英機の状況判断と作戦行動を批判したため東条によって1941（昭和16）年3月31日、現役から予備役にまわされることになる。1947（昭和22）年8月15日、奇しくも敗戦の日に郷里鶴岡の近くである酒田で病没する。享年61歳であった。

代わって武藤信義が関東軍司令官に、小磯国昭が参謀長に就任したが、それは陸軍中央部の満州への進出と発言権の強化、さらには協和会に対する官僚統制をもくろむ策動であった。

- (2) 「万宝山」事件とは、長春近くの万宝山に入植した朝鮮人と水田用水路をめぐる中国側との紛争によって日中間の武力衝突に拡大する。また「中村大尉」事件は、同大尉が興安嶺方面の兵要地誌を調査の途中、中国軍に射殺された事件。
- (3) 三谷太一郎「満州国家体制と日本の国内政治」（『近代日本と植民地 2』岩波書店 1992年 179ページ）
- (4) 昭和6年1月、前満鉄副総裁の松岡（政友会）は、第59帝国議会で「満蒙は我国の生命線である」と叫んだ。
- (5) 臧は、1911年日本の陸軍士官学校を卒業。東三省兵工廠督弁、遼寧省政府首席となり、事変発生から3ヵ月間監禁状態におかれていた。また満州事変当時、張学良から黒龍江省政府首席代理として省軍の指揮をとり、関東軍による敗北によって帰順し、満州国軍政部総長兼黒龍江省長に返り咲いた馬占山は、リットン調査団の渡満が近付くにつれ、日本は国際連盟に屈伏するとして建国の1932年4月3日、チチハルを脱出し、再び抗日運動を展開する。
- (6) 満州国史編纂刊行会編『満州国史 総論』第一法規出版 1970年 221ページ

国家体制、年号、国旗等については、当初から意見の一致を見ていたわけではなかった。1932年2月19日、奉天城内で行なわれた東北法学会において溥儀を元首とすることで一致はしたものの、政体に関しては張燕卿、謝介石等は帝政論を主張し、張景惠、臧式毅等の立憲共和制論と対立し、国号についても大中国、大同国、滿蒙自由国、満州国等が林立していた。結局最終的には、委員長の張景惠が溥儀を執政とし、民主共和制とする折衷案を示すことでようやく落ち着くことになったのである。

首都についても、奉天、吉林、長春、ハルピン等の候補があげられたが、ハルピンは滿蒙の中央に位置し、対ソ戦略上難があり、奉天は南に片寄っており、臧式毅が強く主張する長春となった。

- (7) 同前 211～212ページ
 (8) 同前 211ページ

鄭孝胥は、1935（康德2）年5月21日、健康上の理由で國務総理を辞任し、1938（康德5）年3月28日に死去する。同4月20日に国葬が行なわれている。

- (9) 『満州建国十年史』前掲 9ページ

この「日滿議定書」は、(1)満州国における日本国および日本国民の既得権益の承認、(2)満州国に対する日滿共同防衛のため、日本軍の満州国内への駐屯の承認を骨子とする2ヵ条から成り立っていたが、同議定書の付属文書として1932年3月6日に溥儀が署名した本庄繁関東軍司令官宛書簡が存在する。同書簡は、次の4条を内容とするも

のであった。

すなわち(1)満州国は、国防および治安維持を日本に委託し、その経費は満州国が負担する。(2)満州国は、日本軍隊が国防上必要とする鉄道、港湾、水路、航空路等の管理および新路の敷設、開設を日本または日本が指定する機関に委託する。(3)満州国は、日本軍が必要とする各種の施設を極力援助する。(4)達識、名望ある日本人を満州国参議に任じ、またその中央、地方の官署にも日本人を任用し、その選任、解職には関東軍司令官の推薦、同意を要件とする。

- (10) 「人権保障法」は、第1条から12条までから成っているが、参考のため、その主な条項を引用しておく。

「全人民の信任に依り満州国の統治を行ふ執政は戦時若しくは非常事変の際を除くの外、左記各項に準拠して人民の自由及権利を保障し、並義務を定むべきはとを全人民に対して誓約す

第一条 満州国人民は身体の自由を侵害せらるることなし、公の権力に拠る制限は法律に定むる所に依る

第二条 満州国人民は財産権を侵害せらるることなし、公益上の必要に由る制限は法律に定むる所に依る

第三条 満州国人民は種族、宗教の如何を問はず、凡て国家の平等なる保護を享く」

「第七条 満州国人民は法律の定めたる法官の裁判を受くるの権利を有す

第八条 満州国人民は行政官署の違法処分により権利を侵害せられたる場合に於ては法律の定むる所に従ひ、之か救済を請求することを得」(『満州国史 総論』前掲 225ページ)

- (11) 『満州国史 総論』前掲 222～223ページ

- (12) 日本の在満機関として関東軍司令部、大使館、満鉄、関東庁が存在していたが、1932年8月に就任した武藤関東軍司令官は、駐満全権大使を兼務した。その後いわゆる四頭政治の弊害を改めるため、1934(康德元)年12月、関東長官を廃して駐満全権大使のもとに関東総長を置いて在満機関を統一する一方、日本の内閣直属として対満事務局を創設し、各省対満行政の一本化をはかることとしている。

- (13) 三谷太一郎 前掲論稿 189ページ

- (14) 同 前 183～184ページ

- (15) 協和会の前身である満州青年連盟は、中国における反・排日気運に対抗するため満3千万人の1%にも満たなかった日本人を防御するために1931年6月、「満蒙における現住諸民族の協和を期す」と決議している。「民族協和」は、中国への侵略を合理化するとともに、日本(人)の利益を擁護する要求に応えるというのが、その本質であった。

「満州国帝国協和会綱領」は、「満州国協和会は唯一永久、挙国一致の実践組織体として政府と表裏一体なり」として、「一 建国精神を顕揚し 一 民族協和を実現し 一 国民生活を向上し 一 宣徳達情を徹底し 一 国民動員を完成し 以て建国理想の実現、道義世界の創建を期す」(『満州国史 総論』前掲 575ページ)としている。

そして「満州国の根本理念と協和会の本質」では、「満州建国は八紘一宇の理想を顕現すべく使命を有する大和民族の世界史的発展過程に於ける第一段階に外ならず」と「満州建国の世界史的意義」(同前578ページ)を主張している。また「協和会の将来性」では、「満州建国は八紘一宇の理想に基きたる第一段階」であり、「従って協和会の祈念する所は其第一次に於て満州国の完成にあり、第二、第三次に於て逐次支那に、印度に、豪州に、西比理亜に同様の王道国家を完成することはなり」(同前 581ページ)と世界制覇をうたっている。

- (16) 『満州国史 各論』前掲 79ページ

- (17) 元憲兵大尉甘粕は、1929年に渡満した後、関東軍のもとで特務工作に従事し、ハルビンで満州国の建国工作として暗躍し、溥儀の護衛などを行っていた。建国後は、協和会幹部のほか、民政部警務司長、宮内府諮議、入満苦力を統制する大東公司主宰者、満州映画協会理事長などを歴任するなど満州国の影の権力者であった。敗戦の年の1945年8月20日、自殺する。

- (18) 協和会創立委員の阮振鐸、于静遠、小山貞知等は、1932(大同元)年6月2日、途満中のリットン調査団員と奉天ヤマトホテルで会見し、満州国の特殊事情、協和会の必要性、満州事変以前の民族協和運動等について説明し、満州国の成立を合理化しようとしている。

2. 満州国の体育政策とその理念

- (1) 『満州国史 各論』前掲 1084ページ

建国当初の学校体系図については、拙稿「日本近代における植民地体育政策の研究(第1報)」(『鳥取大学教育学部研究報告』教育科学 第35巻 第2号)を参照されたい。

- (2) 満州帝国編『満州建国十年史』復刻 原書房 1969年 767ページ
- (3) 同 前 257～258ページ
- (4) 満州国民生部『満州国体育行政概要 上』1939（康徳6）年 26ページ
- (5) 同 前 26～27ページ
- (6) 同 前 27ページ
- (7) 同 前 28ページ
- (8) 同 前 28～29ページ
- (9) 同 前 44～45ページ
- (10) 同 前 43ページ
- (11) 同 前 41～42ページ

3. 満州国体育協会の設立と満州国スポーツの国際的認知への道

- (1) 『満州建国十年史』前掲 877～878ページ
- (2) 『満州国体育行政概要 上』前掲 235ページ
- (3) 同前 235ページ
- (4) 『満州国体育行政概要 上』前掲 236ページ
- (5) 同前 239ページ
- (6) 同前 249ページ
- (7) 同前 249～250ページ
- (8) 『満州建国十年史』前掲 902ページ
- (9) 同前 903ページ
- (10) 同前 892～893ページ
- (11) 同前 893ページ
- (12) 同前 893ページ
- (13) 同前 893ページ
- (14) 同前 894ページ
- (15) 同前 894ページ
- (16) 同前 892ページ
- (17) 同前 892ページ
- (18) 同前 896ページ
- (19) 同前 900ページ

あ と が き

- (1) 同 誌 大正14年7月 第25号 7ページ

その他の参考文献

- 藤原 彰『太平洋戦争史論』青木書店 1982年
 家永三郎『戦争責任』岩波書店 1985年
 江口圭一『十五年戦争小史』青木書店 1986年
 豊田 穰『宰相・若槻礼次郎—ロンドン軍縮会議首席全権—』講談社 1990年
 小松茂朗『陸軍の異端児 石原莞爾』光人社 1991年
 鈴木隆史『日本帝国主義と満州 下』塙書房 1992年
 山室信一『キメラ 満州国の肖像』中公新書 1993年
 「満州国」教育史研究会編『「満州国」教育史研究』東海教育研究所 1993年
 マーク・R・ピーティ—『「日米対決」と石原莞爾』たまいらば 1993年